

国家・社会関係の変容

—C・オッフェにおける「作為」と「制御」の論理の検討を通じて——(三完)

田 村 哲 樹

目 次

はじめに

第一章 問題意識

第一節 問題の所在

第二節 「作為」と「制御」

(1) 政治と「作為」の論理

(2) 「制御」と「作為」

第三節 従来のオッフェ評価とその検討(以上、第一七二号)

第二章 「後期資本主義」論の問題設定

第一節 「一次元的社会」から「後期資本主義」社会へ

第二節 「後期資本主義」論の問題設定

第三章 国家における「作為」の論理とその限界

第一節 政治制度の選択メカニズム

第二節 国家の「制御」の限界‥三サブシステムモデルから国家の内部構造へ

第三節 正統化論における転換

第四節 小括（以上、第一七四号）

第四章 社会による「作為」の論理再活性化への契機

第一節 「労働社会の危機」論における「作為」の契機

第二節 個人の合理的な選択

第三節 集合行為と集合的アイデンティティの構成

第五章 国家・社会関係の変容

第一節 政治の「社会」化

（1）ネオ・コーポラティズムと政治の「社会」化

（2）新しい社会運動と市民社会の政治化

第二節 民主主義論‥制度的政治空間と非制度的政治空間との関係をめぐって

第三節 国家と社会の相互作用‥福祉国家の「矛盾」と変容を中心に

おわりに（以上、本号）

第四章 社会による「作為」の論理再活性化への契機

第一節 「労働社会の危機」論における「作為」の契機

本章では、主に七〇年代末から八〇年代初頭に発表された社会の領域に関する研究に見出しうる「作為」の論理の展開を明らかにしたい。そのため本節ではまず、「労働社会の危機」のテーマに集約される労働社会学的分析を取り上げる。オッフェは「労働社会の危機」テーマによって、これまで半ば自明視されていた集合性ないし集合的アイデンティティがもはやアプリオリに想定できない状況の到来を論じている。⁽¹⁾ 本節で焦点を当てるのは、このテーマとオッフェの方法との関係である。⁽²⁾ というのも、このテーマが示している集合性の解体こそ、オッフェの方法に変化をもたらした主たる要因ではないかと思われるからである。

まずオッフェが「労働社会の危機」というテーマで、いかなる事態を指摘しようとしたのかを概観しておこう。彼によれば「労働社会の危機」は次の三つの点において確認できる。第一に、労働の「外部的」限界という点である。これは人々の社会生活において、「公式の就業労働諸制度の客観的・主観的吸収力・義務づけ力」が低下しているという事態である。第二に、福祉国家による「包摶」の限界という点である。これは、低成長期には社会保障供給システムにおいて「集合財」問題が顕在化することを意味している。そこでは「連帶」が「主観的に要求可能な犠牲ではなくなる」。最後に、労働の「内部」分化という点である。労働者は、次の三つのレベルで分化している。⁽¹⁾ 労働「過程」の水準。ここでは製造業とサービス業との分化が生じる。⁽²⁾ 労働「市場」の水準。ここでは労働者が全

体としてではなく諸集団に分化・階層化する。③労働市場の水準における分化がもたらす「利益組織」内部の水準における分化。」)のような各レベルにおける「分化」の帰結として、労働ないし労働者という属性が「標準性」(Normalität)を喪失し、「労働者という属性」がその人のアイデンティティの根拠として役立たなくなる事態が生じる⁽³⁾というのである。

このような「労働社会の危機」理解を見て指摘できることは、その根拠として客観的要因よりも、主観的要因に重点が置かれていることである。もちろん労働の「外部的」限界、福祉国家の「包摂」の限界、労働の「内部」分化のいすれにおいても客観的要因が含まれているのであり、オッフェの「危機」理解が全く主観的なものになつたわけではない。それにも関わらず、七〇年代初期と比較した場合、危機理解において明らかに変容が見て取れるようと思われる所以である。例えば第二章でも見たように、七〇年代初期のオッフェはその「矛盾」理解において、行為主体のレベル（社会的統合）よりも、異なる諸構造間での「機能的両立不可能性」という水準を重視し、前者に対する後者が「優越」すると主張していた。⁽⁴⁾

これに対して八〇年代初期の「労働社会の危機」論においては、危機の発生する水準の力点に変容が見出されるようと思われる。この点を明らかにするために、労働の「外部的」限界についての議論をもう少し詳しく見てみることにしたい。「公式の就業労働諸制度の客観的・主観的吸収力・義務づけ力」の低下という規定が示すように、「外部的」限界は客観的かつ主観的な現象なのであり、どちらか一方が「優越」するとは捉えられていない。さらに客觀と主觀との関係について次のような叙述に注目したい。

この労働「市場」の危機への反応においても、公式の就業労働が、生活・社会的評価・自己評価・道徳的志向

性の組織的中枢であるという主観的特質を喪失する諸兆候が蓄積する限りにおいて、労働「社会」の危機について語ることができるのである。⁽⁵⁾

ここで労働「市場」の危機とは、もはや成長が完全雇用をもたらすとは限らない状況を指している。この労働「市場」の危機は、客観的な過程である。これに對して労働「社会」の危機を語ることができるのは、あくまで労働の「主観的特質」に關わる限りでのことである。つまりここでオッフェは、労働「社会」の危機とは、(労働「市場」)の危機が前提として存在するとしても)最終的には主觀レベルの問題であると述べているのである。

しかも労働「市場」の危機自体も、純粹に客観的な現象として捉えられているわけではない。この点について、労働の多様化ないし内部分化について、及び「社会的統合」と「システム統合」の二つの統合メカニズムについてのオッフェの説明を見ることによって明らかにしよう。

最初に、労働の多様化ないし内部分化についてである。オッフェはこれを、従来の社会学において労働の統一性・同質性を担保するとそれてきた五つの想定が維持しがたくなってきたこと、及び労働をめぐる四つの分断線の存在を指摘することによって論じている。⁽⁶⁾しかしこうして顕在化した労働の多様性・分化が客観的に進展するだけであれば、労働というカテゴリーの意義の衰退に至るとは限らないであろう。多様化・分化の進展が労働カテゴリーの意義を低下させる理由は最終的には、「賃労働あるいは賃金への依存という事実が、集合的脅威(Betroffenheit)・集合的意味解釈・社会政治的分裂の焦点として、何らかの優先的な役割をもはや果たさない」ことに求められている。⁽⁷⁾重要なことは、労働市場の分化の進展によって、「『雇用者』という属性がそれ自体としては、文化的・組織的・政治的な集合体形成と集合的解釈の起点になりえない」ことなのである。したがつてオッフェの焦点は、客観的な多

様化・分化の進展の確認それ自体よりも、その帰結としての主観的な「労働中心的な集合的アイデンティティの文化的・政治的基盤の侵食」に当たられていると思われる所以である。

次に、社会的統合とシステム統合の説明を見てみたい。オッフェによれば、社会的統合のレベルでは、労働は義務として規範化され、正しく道徳的に良い生活の中心である。他方、システム統合のレベルでは、労働は強制として設定され、生活のための外部的条件であるとされる。社会的統合のレベルにおける危機とは、労働の道徳的方向づけの困難性、労働が「個人的・社会的アイデンティティ構築のための結節点としての機能」が相対化されることを意味する。したがってこのレベルにおける視点が、行為者の主觀的行為志向に置かれていることは明らかである。これに対しても、システム統合のレベルはどのような意味で、主觀的な特質を有すると見えるのであろうか。オッフェによればシステム統合は、労働への報酬や労働することによって回避されうる苦難などの積極的・消極的インセンティブを通じて、「主觀的な労働責務」を制御する。⁽⁹⁾ したがってこの統合において労働者は、自らのアイデンティティの拠り所として労働を位置づける（社会的統合）のではなく、労働に対する諸インセンティブに「合理的」に反応する行為者として位置づけられる。⁽¹⁰⁾ ということは、確かに「労働に対して道徳的に中立化された『道具的』関係」にあるとはいえる——というよりもむしろそのことゆえに——、オッフェはシステム統合の水準において、自己利益を目的合理的に追求する個人とその合理的な選択を想定しているわけである。こうしてみると、どちらの「統合」もその性格は異なるとはいえる、「労働の主觀的価値・中心性の喪失」に関連して理解されているのである。

以上のように「労働社会の危機」論において、危機理解の重点は主觀的なレベルへと移行している。そして、この主觀的なレベルを語る際に、オッフェは二種類の行為理論的観点に依拠して議論を進めていた。その第一は、集合的アイデンティティの構成という観点である。彼は労働に依拠するだけでは人々のアイデンティティ、とりわけ

集合的アイデンティティの構成が不可能になつてきている状況を指摘したのである。したがつてオッフェの分析的な理論的関心は、どのようにしてはや自明でないアイデンティティを集合的に構成することが可能であるのかという点にあつたと考えられる。

行為理論的観点の第二は、「自己」の利益を目的合理的に追求する個人という観点である。注目したいのはこのような新古典派経済学においても想定されるような個人像に対して、オッフェは決して否定的な評価のみを下しているわけではないということである。このような個人の選好は、「近視眼的で無知な、あるいは道徳的に欠陥がある」のではなく、文字どおり「合理的」と見なすべきものとされるのである。^[1]

次節以下では、「労働社会の危機」論から読み取ることのできるこれら二つの行為理論的観点について更に考察していくことにするが、第二節ではまず目的合理的な個人という観点を取り上げることにする。

第二節 個人の合理的な選択

オッフェの自己利益を目的合理的に追求する個人への、とりわけ理論的関心あるいは評価を知るために、ここではこのようないくつかの個人像に依拠して七〇年代末から八〇年代初頭にかけて頭角を現わしつつあつた社会理論・政治理論である「ゲーム理論的マルクス主義」と呼ばれる潮流とオッフェとの関係に焦点を当ててみたい。しばしば「分析的マルクス主義」あるいは「合理的な選択マルクス主義」とも呼ばれるこの学派は、従来のマルクス主義における行為論が、行為主体の行為を「客観的に所与の課題の単純な遂行」と見ることによって客観主義的な行為の説明に陥っていることを問題にして、個々の行為主体の行為を「創造的行為」と見るアプローチを主張する。これを可能にする

るためにこの学派は、方法論的個人主義の立場を採用し、自らの利益を目的合理的に追求する諸個人相互の計算ゲームとして集合行為を説明しようとするのである。¹²⁾

このような「ゲーム理論的マルクス主義」に対するオッフェの立場を伺うことができるるのは、この学派の代表的な理論家の一人と目されるJ・エルスター Jon Elster の八一年に発表された論文¹³⁾に対する論評においてである。したがつてオッフェの立場を見る前に、まずこのエルスターの議論を概観しておきたい。

エルスターはこの論文において、方法論的個人主義に基づく社会理論による、従来の社会科学、とりわけマルクス主義の刷新の必要性を論じている。方法論的個人主義とは、「あらゆる社会諸現象（その構造及びその変化）は原理的には諸個人という観点からのみ説明できる」という教義とされる。¹⁴⁾エルスターが方法論的個人主義を導入する理由は、彼が「個人レベルで作動する諸メカニズムについての確固たる知識がなければ、マクロ構造と長期的変動に関する壮大なマルクス主義の主張は、空論の域に止まることを運命付けられる」と考えているからである。「個人レベル」を欠いた「空論の域に止まる」理論として具体的に批判の対象とされるのは機能主義である。機能主義はある機能（例えば国家による資本蓄積機能）の「必要性」を指摘するが、「必要性」があるからといって、その機能の「遂行」が保証されるわけではない。「必要性はそれ 자체の遂行をもたらさない」のである。したがつて機能主義に代わって、「意図的な諸個人間の意図的な相互行為」という観点からの社会分析が必要なのであり、ゲーム理論的方法はこのような観点を押し出すために有益な方法なのである。その根拠は、ゲーム理論を一変種とする合理的選択理論の有する二つの基本的想定に求められる。すなわち、第一に構造的制約は個人の行為を完全には決定しないこと、第二に諸個人は一定の制約下で、自らが最適の結果をもたらすと信じるものを選択することである。このような想定に立つことで、ゲーム理論は「意図性」を強調するのである。とりわけエルスターは、この理論によって

マルクス主義の階級紛争の理論を刷新する」とができると主張する。といふのも、「諸階級は所得や権力の配分及び財産諸関係の性質をめぐって相互に向かい合う集合的行為主体へと結晶化し、また所与の階級の構成員間においても戦略的な諸関係が存在するから」である。ゲーム理論はこれらの「複雑な相互依存性」を説明するために必要なのである。⁽¹⁶⁾このようにエルスターは、諸個人の「意図的な行為」に焦点を当てるために、方法論的個人主義の立場に立ち、ゲーム理論的方法を採用するのである。

これに対しても、オッフェはJ・ベルガー Johannes Bergerとの共同論文において、エルスターの方法論的個人主義の主張が、機能主義パラダイムへの批判と、方法論的なオルタナティヴとしてのゲーム理論の位置づけとから成ること整理した上で、それぞれの命題に対して批判を加えている。

まずエルスターの機能主義パラダイム批判に対しては、「因果的説明」を回避した機能主義として、ルーマンを参考しつつ「等価性機能主義」を提起する。⁽¹⁷⁾等価性機能主義はある現象Xの原因を問うのではなく、Xは問題Aの解決策の一つであり、問題Aの解決という機能を果たすX以外の解決策が存在しうると考える。したがつて等価性機能主義に従えば、Aの解決策が必然的にXであるとは限らないのであり、AとXの間に因果的関係は想定されないことになる。

第二の方法論的なオルタナティヴとしてのゲーム理論の位置づけに対してオッフェは、それだけですべてを説明できるという意味で「純粹な」理論としてゲーム理論を考えることは不適切であるとの立場をとる。「その潜在的有用性にも関わらずゲーム理論の射程は限られている」。それはオッフェが「[社会構造]を個人の決定行為に還元することは不可能」と考えているからである。⁽¹⁸⁾第一に、機能主義かゲーム理論かという論点は、「純粹に」方法論的な問題ではなく、あくまでも当該「社会構造」の特徴がゲーム理論的な分析に適しているかどうかによる。すなわち、

「ある社会構成体 (social formation) は個人主義的な『行為』の枠組み内部でより適切に分析されるかもしれないが、別のそれはその適切な理解のためににより『構造主義的』なアプローチを必要とするのである」。⁽¹⁹⁾ 第二に、「ゲーム」を成立させる構成要素や前提諸条件は「合理的選択」の枠組みでは説明できない。「論理的には、諸行為主体が構成され、ゲームの一部と見なすことができない諸過程の結果としてそれらの選好序列が形成された後でのみ、ゲームは始まるのである」。具体的には、行為主体が利用できるリソース、その学習能力、優先順位、別の戦略的行動様式の結果などが、合理的選択以外の概念枠組みによつて説明されなければならない。

このようなオッフェの批判が、「あらゆる社会現象は原理的には諸個人といふ観点からのみ説明できる」というエルスターの意味での方法論的個人主義（そしてそれに基づいたゲーム理論）に向けられていることは明らかである。しかしそれは全面的な否定ではない。第一に、「ゲーム理論の潜在的有用性」という叙述に見られるように、ゲーム理論の意義は全面的に否定されるわけではない。ゲーム理論と合理的選択はほぼ同一の意味で捉えられているが、これらは既存の「社会構造」の枠組みの中での個人の反応を説明するものである。オッフェは別の論文で、次のような二種類の社会的行為を区別している。すなわち、①起点となる構造と同一の構造の「再生産」に導く社会的行為（「再生産的行為」）と、②起点となる構造の制約を越えて社会の制度的中枢構造の「克服」と「新構築」に導く社会的行為（「変換的行為」）との区別である。⁽²⁰⁾ この区別に従えば、オッフェはゲーム理論ないし合理的選択によつて説明可能な行為を、再生産的行為と考えていることになる。この論文でもオッフェはエルスターが客観的階級状況と集合的階級行為を媒介する制度化されたルール・枠組みの存在を指摘していることを評価しつつも、そのルール・枠組み自体の「自律的転換」をどのように理解できるのかについては「完全に沈黙している」と指摘している。⁽²¹⁾

A・プシェヴォスキ Adam Przeworski が指摘するように、現在のところゲーム理論は「所与の条件の下にある諸個

人の行為がどのように新しい諸条件を創出するのか」を説明することに成功しておらず、せいぜい「所与の条件の下で生じる孤立した單一の出来事を説明できるのみ」だというのである。⁽²⁴⁾

しかし第二に、オッフェは再生産的行為を説明するゲーム理論・合理的選択以外の、つまり変換的行為を説明する方法論的個人主義を機能主義と組み合わせて用いる可能性を指摘している。先に述べた等価性機能主義に従えば、機能主義の問題設定は「いかなるオルタナティヴな制度的配置（arrangements）が、「現象」Xと同じ機能を遂行する、すなわち機能的に等価と見なされるのか」となる。⁽²⁵⁾ここに機能主義が（ルーマン自身の意図とは別に）「意図的な観点と結びつきうる可能性が生じる。その可能性は、ある「オルタナティヴな制度的配置」を創出する理由と手段を持ち、なおかつそれ以外の「機能的に等価な解決策」に依拠する理由を持たないような「戦略的行為主体」が、その制度を実現しようと行為する場合に現実化する。つまり戦略的行為主体は、必要とされる「機能」を認識した上で、オルタナティヴな「制度」の創出を試みるわけである。ここでは機能主義と方法論的個人主義とは対立しているのではなく、「相互に絡み合った」「補完的」な方法と見なされることになる。オッフェはこのように等価性機能主義と結びつけながら、戦略的行為主体による変換的行為の可能性に言及しているのである。

以上を整理すると、オッフェはエルスターによる方法論的個人主義の提起に対し、次のような立場にあると言えるであろう。第一に、ゲーム理論なし合理的選択理論は有用ではあるが、その妥当性は再生産的行為の説明に限定されている。しかし第二に、行為主体の意図性を強調する方法論的個人主義はその他の方法と組み合わされることで、ゲーム理論では説明できない変換的行為を説明することができる。次節では再生産的行為と変換的行為との関係、及び後者の展開過程などの論点について検討する。

第三節 集合行為と集合的アイデンティティの構成

本節ではオツフェにおいて、再生産的行為と変換的行為との関係、および後者に関する議論がどのような形で展開されているのかという点について、労働者の集合行為と「新しい社会運動」という二つの論点を取り上げて考察する。これら二つの社会の領域に関わる論点こそ、オツフェにおける「作為」の論理の新たな展開が見出される場なのである。

確かに労働に関わる研究自体は初期から見受けられるし、新しいコンフリクト軸や「市民イニシアティヴ」の発生についての考察もやはり初期から存在する。⁽²⁷⁾しかし八〇年前後の時期と比較した場合、これらの研究における「作為」の論理の考察は極めて不十分に止まっていたと言わねばならない。なぜならこれらの研究においては、業績原理の衰退あるいは市民イニシアティヴの発生をもたらす構造的変容は語られているものの、そのような構造的変容が人々の意識・行為へと媒介されてゆく過程については、十分な関心が払われていないからである。もちろんそのような問題关心が全く存在しないわけではない。例えば、「市民イニシアティヴ」にとつての、「地域を越える多くの『イシュー』」に関連づけられたアイデンティティ⁽²⁸⁾確立の重要性、あるいは垂直的及び水平的の両方向への運動の強化の不可欠性などが語られている。しかしながらこの時期のオツフェの主たる関心が、後期資本主義におけるコンフリクトの存在の指摘にあつたためであろうか、議論の力点が新しいコンフリクトの性格規定及び発生の構造的原因の説明に置かれていることは否定しがたいようと思われるのである。

これに対しても八〇年前後に発表された諸論文においては、コンフリクトあるいは集合行為の動態的側面に焦点が

当たられるのである。とりわけ前節で指摘した区別で言えば、交換的行為を遂行する際の「集合的アイデンティ」の構成という論点が重視されるのである。初めに H・ヴィーゼンタール Helmut Wiesenthal と共同で執筆された「集合行為の二つの論理」⁽³²⁾ と題する労働者の集合行為に関する論文を見てみよう。この論文は、資本主義に由来する階級構造の下では労働者組織（労働組合）と経営者組織との間に、解消できない権力の不均等、及びそれぞれの「組織が他方に対する地位を改善しようとする集合行為の論理あるいはアソシエイション的実践の差異」⁽³³⁾ が存在することを明らかにしようとする。このアソシエイション的実践の「特殊階級的な差異」を説明するために、「独話的論理」と「対話的論理」という集合行為の二つの異なる論理が区別される。独話的論理とは、他の人々と共通の理解・合意に到達するために相談しないで、「我々の利益」を定義する（できる）ことである。ここで想定されるのは個人主義的な合理性概念である。他方、対話的論理とは、組織の構成員の対話を通じた「非功利主義的な集合行為形態」に基づいて集合的アイデンティティを構成していくことである。

「資本家組織とは」対照的に、資本主義システムにおける労働者組織は、集合的アイデンティティの再定義に基づく、非功利主義的な集合行為形態への依拠を強いられることに気づくのである。⁽³⁴⁾

このように労働者組織における対話的論理、すなわち集合的アイデンティティの構成が強調されることは、逆に言えば、労働者の「克服できない個人性」あるいは「労働者間に存在する立場・利害の多様性」を承認することを意味する。つまり集合的アイデンティティの構成とは、個々の労働者の差異を承認した上で、そこから一定の共通性を作り上げていく過程に他ならない。これは個人のアイデンティティを固定的に捉えるリベラルな政治理論だけ

でなく、マルクス主義の階級理論に対する明確な異議申し立てでもある。

この「対話的論理の」展開は、次のようなマルクス主義の階級意識理論解釈に直接的に対立する。すなわち、いわゆる「階級本能」によって推進され、全体としての労働者階級の「真の」利益に向かう自發的かつほとんど自動的な発展が存在するという点を保持する理論に対立するのである。このような見解は、理論的にも今日の経験からも明らかに支持されないものである。³⁷⁾

労働者の「克服できない個人性」の源泉自体は資本主義の階級構造に求められているにも関わらず³⁸⁾、そのような階級構造から自発的・自動的に「真の」階級意識がもたらされるという想定は否定される。³⁹⁾仮に「真の」階級意識の形成があるうとすれば、それぞれの労働者の個人性・多様性と個別の利益とから出発し、それらが集合的アイデンティティとして「部分的に再定義される」ことを通じてのみ可能なのである。C・ムフ Chantal Mouffeは「常に偶然的で不安定」であり、「いくつかの主体位置の交差する場所にあって一時的に固定化」されるものとしてのアイデンティティ概念を提唱している。この可変的なアイデンティティ概念に従えば、ある集合的主体の創出とは、様々な異なる主体位置の間の「結節点の創出によるアイデンティティの部分的固定化の結果」である。⁴⁰⁾オッフェ／ヴィーゼンタールは、労働者の利益組織化をまさしく「のような一時的・部分的固定化のプロセスとして捉えたのだと言えるであろう。

独話的論理と対話的論理との区別は、これらの論理に従うコンフリクトの質的差異に対応している。オッフェ／ヴィーゼンタールは、①政治形態「内部」でのコンフリクトと、②政治形態「をめぐる」コンフリクトとを区別す

る。コンフリクト①では、費用・便益の計算に基づいたM・オルソン流の集合行為が展開される。これに対して、コンフリクト②では「変数が可変的」になり、集合行為は「我々が『費用・便益』によつて意味するものの再定義に関係する」ようになる。この場合の集合行為は、その行為を規定している構造・枠組み自体を問い合わせ直す可能性を有するものとなるのである。^{④2}前節の用語で言えば、政治形態「内部」でのコンフリクトが再生産的行為に、政治形態「をめぐる」コンフリクトが交換的行為に当たると言えるであろう。

このような集合的アイデンティティ構成のプロセスは、決して直線的・進化的なものとして捉えられているわけではない。なぜなら、労働者組織の集合行為においては、独話的論理と対話的論理が「混在」せざるをえないからである。すなわち、労働者組織は資本家組織との紛争だけでなく、その組織内部においてこの二つの論理に「同時に」依拠しなければならないというディレンマに晒されるのである。^{④3}したがつて労働者組織においては二つの論理の間で次のような変遷が見られることになる。すなわち当初の対話的論理に基づいた組織形態が、組織の強化・拡大に伴い、次第にそれを犠牲にした独話的論理へと移行するが、この独話的論理の拡大は構成員の反発を招き、再び対話的論理への回帰・活性化をもたらす。こうしてオッフェンザイゼンタールは、労働者の集合行為を独話的論理と対話的論理との間の振幅という動態的な過程として描き出すのである。しかもこの二つの論理の振幅は、決して資本主義的な構造あるいは「支配階級のイニシアティヴ」によるのではなく、あくまで「労働者階級組織それ自体の『内部的』ダイナミズムの結果」なのである。^{④4}

最後に、集合的アイデンティティの構成によって「変数を可変的にする」過程を、明確に「社会的行為と政治的意志表明との媒介」という問題に促して考察している「新しい社会運動」に関する論文を検討しておきたい。この論文は「新しい社会運動」を集合的アイデンティティの構成という観点から見ることによって、社会の領域を舞台

として展開された「作為」の契機を政治の場へと媒介するという理論的意義を有していると想定しうるであろう。

オツフェによれば、彼が「競争民主制」と呼ぶ政治制度の下では、その行為主体である「競争政党（Koukurrenzpartei）」による「権力獲得」を目指した競争過程において、「政治的意志主体のアイデンティティの『破壊』」がもたらされる。なぜなら競争政党が得票最大化を目指して「『どいでも』票を探す」ようになる結果、市民は「抽象的意志主体」＝「票の保持者」としてのみ見なされるようになり、「社会的行為者」としての属性、「社会的アイデンティティ」を捨ててしまふからである。「意志はその概念からして、それを持つ人のアイデンティティと分かれ難く結びついている」ので、このような状態では市民は意志を「持つ」ことができない。ここから「社会的状況と政治的意志形成とを内部的にはつきりと関連させる必要性」が主張されることになる。ただしオツフェによれば、競争政党はもはやこれを必要としなくなってしまったのであるから、この関連の形成は「個人的に」行われるしかない。⁴⁰ すなわち、

今や各人が、社会と政治、行為と意志を相互に結びつける媒介を作り出さなければならないのであって、「その際に」構造という制度的補助に頼ることとはできないのである。⁴¹

競争民主制の制度的発展によって社会的行為と政治的意志との相互連関（集合的アイデンティティ）が喪失した状態を、オツフェは「政治と社会との徹底的な分化（Ausdifferenzierung）」と呼ぶ。競争政党に代わって今や諸個人が果たさなければならないのは、この「分化の解消（Enddifferenzierung）」であり、その具体的な現象形態が「新しい社会運動」なのである。この運動は「社会的生活の様々な集合性」が「政治的行為の適切な媒体」であることを

明らかにし、「政治的諸機能を日常的な生活世界の中に引き入れる」方向で「分化の解消」を目指すのである。このように「新しい社会運動」は集合的アイデンティティの構成を通じて、政治の場を社会の領域へと拡大してゆく性質を有するものと捉えられるであろう。

本章では、八〇年前後の時期の様々な社会領域に関わるオッフェの議論から「作為」の論理を剔出することを試みてきた。その結果として、次の二点を指摘しうるであろう。第一に、エルスターが「完全に沈黙」していた、行為が遂行される制度的なゲームのルールの変換は、集合的アイデンティティの構成による政治形態「をめぐる」コンフリクトによって可能となる。第二に、このコンフリクトの設定によって、（エルスターとは異なり）自己利益を目的合理的に追求するという意味での「合理的選択」を諸個人の属性としてアプリオリに設定することはできないということが示唆される。オッフェの分析から見えてくる個人像は、所与の状況の枠組み内部で合理的選択を行なうこともあるし、「非功利主義的」に選択の「変数を可変的にする」場合もあるよう個人である。

「新しい社会運動」の考察において明らかになつたように、集合的アイデンティティの構成による政治形態「をめぐる」コンフリクトは、政治の場を社会へと拡大してゆく可能性を有している。ここにおいて社会領域において見出された「作為」を契機として、国家・社会の関係の変容が、政治の場の変容を伴いつつ展開するという展望が見出されるのである。この点をオッフェに即して検討することこそ、最終章の課題となる。

註

(1) この点に関して、丸山前掲「クラウス・オッフェの新しい政治論（上）」、一二頁、註八、も参照。ただし丸山の論文では「個人化」と労働者の集合行為との関係については扱われていない。

- (2) オッフェにおける「労働社会の危機」論と「新しい社会運動」との関係については、丸山「クラウス・オッフェの新しい政治論（上）（下）」、山口前掲「労働社会の危機と新しい社会運動」を参照。
- (3) Claus Offe, »Arbeitsgesellschaft«: Strukturprobleme und Zukunftsperspektiven, Frankfurt/M.: Campus Verlag, 1984, S.7-9.
- (4) C.Offe, "Tauschverhältnis und politische Steuerung", S.28-29. 幸記、八二一、一〇四頁。
- (5) C.Offe, Arbeitsgesellschaft, S.7.
- Ebd., S.20-24.
- Ebd., S.22.
- Ebd., S.21.
- (8) Ebd., S.28ff.
- (9) Ebd., S.28ff.
- (10) 逆に言えばオッフェは、「労働」をむしろ非規範的な領域として捉えているわけではなく、むしろむしろ。この点は彼が初期から、使用価値と交換価値、あるいは「具体的労働」と「抽象的労働」との区別を重視してからも同われる。したがって、しばしばハーバーマスが見せる労働と相互行為、システムと生活世界の区別を実体化する傾向は、オッフェにおいては回避されてしまうと思ふ（cf.J.Keane, "The Legacy of Political Economy", p.71）。
- (11) Karl Hinrichs, Claus Offe and Helmut Wiesenthal, "The Crisis of Welfare State and Alternative Models of Work Redistribution", *Thesis Eleven*, No.10/11, 1984/85, p.45 Cf.Claus Offe (ed. by John Keane), *Disorganized Capitalism*, Cambridge: Polity Press, 1985, p.2. 云々トモハ
ノの著作を、Offe, 1985, トモハ。
- (12) Axel Honneth, "Logik der Emmanzipation. Zum philosophischen Erbe des Marxismus", in Hans Leo Krämer und Claus Leggewie (Hg.), *Wege ins Reich der Freiheit. André Gorz zum 65. Geburtstag*, Berlin: Rotbuch Verlag, 1989, S.90. ノシ譲文トモハの幸記はA.ヘルンヒ
関する一節以外、全く同一の内容のようである。アクセル・ホネット（清水多吉訳）「支配と隸属——マルクス主義の哲学的遺

産のために——」(『思想』第七七六号、一九八九年)、九頁。

なお「分析的マルクス主義」の用語を採用する松井暁は、¹³この学派の特徴を対象領域、方法、研究スタイルの三点において整理しているが、彼によれば個人の重視は¹⁴の学派の方法的特徴の一つである。その他の方法的特徴として挙げられているのは、①実証主義・論理主義としての科学性の強調、②概念の定義・論理的整合性・体系性の重視、③明示的で抽象的な理論モデルの多用、具体的には合理的選択理論などの明示的な使用である。本稿では、¹⁵この学派の全体像の理解にはこれ以上立ち入らない。詳しくは以下を参照。松井暁「分析的マルクス主義への招待」(『富大経済論集』第四一卷第一号、一九九五年)。同「分析的マルクス主義の社会システム論(1)(11)(111)」(『富大経済論集』第四一卷第一号、第四二卷第一号、第四三卷第一号、一九九五年、一九九六年、一九九七年)。

¹³ Jon Elster, "Marxism, Functionalism, and Game Theory", *Theory and Society*, vol.11, 1982, pp.453-482.

¹⁴ *Ibid.*, p.453. 「方法論的個人主義」と「“クロイの基礎”との対比」¹⁶ Thomas F.Mayer, "In Defense of Analytical Marxism", *Science & Society*, vol.53, no.4, 1989, p.426' も参照。

¹⁵ J.Elster, *op.cit.*, p.454.

¹⁶ *Ibid.*, pp.462-464.

¹⁷ 参照¹⁷され¹⁸る¹⁹のは、次の論文である。Nikras Luhmann, "Function und Kausalität", in ders., *Soziologische Aufklärung*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 1972, S.9-30.十一方昭謙「機能と因果性」(同監訳『社会システムのメタ理論』、新泉社、一九八四年)、111—四九頁。

¹⁸ C.Offe and J.Berger, "Functionalism vs.Rational Choice?", p.521.

¹⁹ *Ibid.*, p.524.

²⁰ *Ibid.*, p.525.

- (22) Claus Offe, "Bemerkungen zur spieltheoretischen Neufassung des Klassenbegriffs bei Wright und Elster", Prokla, 15, H. 1, 1985, S.83.

(23) Ebd., S.88.

(24) Adam Przeworski, "Marxism and Rational Choice", *Politics & Society*, vol. 14, no.4, 1985, p.401.

(25) C.Offe and J.Berger, *op.cit.*, p.522.

(26) *Ibid.*, p.523.

(27) Vgl.Claus Offe, Leistungsprinzip und industrielle Arbeit: Mechanismen der Statusverteilung in Arbeitsorganisationen der industriellen »Leistungsgesellschaft«, Frankfurt/M.Europäische Verlagsanstalt, 1970.

(28) Vgl.C.Offe, "Tauschverhältnis und politische Steuerung", S.63ff. 翻訳 | 11月版 | 11月版 | Ders., "Demokratische Legitimation der Planung" in Offe, 1972, S.141ff.Ders., "Bürgerinitiativen und Reproduktion der Arbeitskraft in Spätkapitalismus".

(29) C.Offe, "Demokratische Legitimation der Planung", S.143.

(30) C.Offe, "Bürgerinitiativen und Reproduktion der Arbeitskraft in Spätkapitalismus", S.167f.

(31) 本橋 順 | 著者 | 編 | 『政治論集』 | 七四四 | 一九八八年 | や終盤。

(32) Claus Offe and Helmut Wiesenthal, "Two Logics of Collective Action", in M.Zeitlin(ed.), *Political Power and Social Theory*, 1980. Reprinted in Offe, 1985. 翻訳 | 11月版 | 11月版 | Offe, 1985 を参照ねば。

(33) Offe and Wiesenthal, p.179. 11月版 | 11月版 | 経験的翻訳 | 11月版 | 11月版 | Wolfgang Streeck, "Interest Heterogeneity and Organizing Capacity: Two Class Logics of Collective Action?", in do., *Social Institutions and Economic Performance*, London:Sage Publications, 1992, pp.76-104.

(34) Offe and Wiesenthal, p.183.

- (35) *Ibid.*, p.178.
- (36) *Ibid.*, p.188.
- (37) *Ibid.*, p.199.
- (38) *Ibid.*, pp.176-178. たゞ、本章第一節で見たように、この「個人性」は「労働社会の危機」においてより顕在化する。
- (39) ある論者は「眞の」階級意識ないし利益という用語に、労働者階級の統一性についての本質主義的思考が垣間見えると批判している(A.van den Berg, *op.cit.*, p.393, 415-416)。ただしオッフェルハイゼンタールは「眞の」利益について語るには、あくまで次の二点の確認に努めること述べる。すなわち第一に、「誰の可能性」(faliability)が常に存在するか、第二に利益歪曲の可能性の特殊階級的な相違の承認である(Offe and Wiesenthal, p.337)。
- (40) *Ibid.*, pp.183-184.
- (41) Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, London: Verso, 1993, pp.77-78. 千葉真他訳『政治的なやうの再興』(日本経済評論社、一九九八年)、一五六—一五八頁。
- (42) Offe and Wiesenthal, pp.203-204.
- (43) *Ibid.*, pp.205-206. 具体的には、指導部の影響力の強化拡大に伴う組織内部の官僚制化と組織内民主主義との間、あるいは個人的利益の集積と集合的アイデンティティの構築との間に継続的矛盾が存在するとする立場である(*Ibid.*, p.187)。
- (44) *Ibid.*, pp.219-220.
- (45) *Ibid.*, p.207.
- (46) Claus Offe, "Konkurrenzpartei und kollektive politische Identität", in Roland Roth (Hg.), *Parlamentarisches Ritual und politische Alternativen*, Frankfurt/M: Campus Verlag, 1980, S.35. 寿福前掲翻訳書所収、一一一頁。以下では、Offe, *Konkurrenzpartei*と略記する。
- (47) *Ebd.*, S.30-32. 邦訳「一〇四—一〇七頁。

- 説(48) Ebd., S.32. 邦訳、一一〇七頁。いりで「構造」と言わされているのは、階級や宗教などの伝統的な社会的属性のことである。
- (49) Ebd. 同右。
- (50) Ebd., S.35-36. 邦訳、一一一〇—一一一頁。

第五章 国家・社会関係の変容

第一節 政治の「社会」化

第四章で検討したように、社会領域における「作為」の展開は、とりわけ「新しい社会運動」における集合的アインティティの構成によって、政治の場の社会への拡大という論点に至った。本章では、このような政治の場の拡大が、どのように国家・社会関係の変容をもたらしたのかという点について検討する。本節ではこの変容に、政治の「社会」化の展開という相から接近する。その際、二つの政治現象に対する彼の見解が重要である。それがネオ・コーポラティズムと「新しい社会運動」である。以下、順に見てみよう。

(1) ネオ・コーポラティズムと政治の「社会」化

（1）⁽¹⁾ ばしばオッフェのコーポラティズム論は、その成立過程の説明において労働組合ないし利益集団の影響力を「従属変数」として捉えたり、「労働者組織への「自由主義的な政治形態の賦課」⁽²⁾ と見る」とから、システムの要請とい

う機能的観点からの説明であり、労働組合にとってのコーポラティズムの意義を見出すことができないと批判される。オッフェがコーポラティズムに対し批判的立場にあることは事実であるが、ここでは以上のようない評価では十分に捉えられない彼の議論の異なる局面に焦点を当ててみたい。

第一に、オッフェはコーポラティズムを論じるに当たって、「作為」の論理を考慮していないわけではない。このような判断の根拠としては次の二点⁽³⁾が挙げられる。まず、彼はコーポラティズムの成立を「政治的デザイン」の問題として捉えていることである。「デザイン」という用語は、政治勢力による人為的なプロセスであることを意味している。確かにこのデザインは、保守陣営や社会民主主義陣営などの諸政治勢力がシステム運営のための機能的観点から「プラグマティック」に強いられるものである。⁽⁴⁾とはいってもこの機能的観点はあくまで具体的な政治諸勢力の「イニシアティヴ」を媒介して、コーポラティズムとしてデザインされるのである。

「作為」の考慮が見られる二点目の根拠は、コーポラティズム成立後の展開である。オッフェは、政治構造におけるコーポラティズム的な変容が社会的・政治的コンフリクトの強度と内実に及ぼす影響について、「安定的コーポラティズム」、「非制度的な政治的コンフリクト」、及び「コーポラティズムの階級バイアスのは是正」という三つの場合を挙げて考察している。ここで注目したいのは三つ目の場合である。そこで彼は次のように主張している。

…その案出者の意図に反して、国家の政策形成装置内部で労働組合に付与された政治的地位が、労働者階級を包含する手段としてではなく、その権力を強化するために利用可能となるかもしれない可能性が増大してきているのである。⁽⁵⁾

この叙述に統いて、コーポラティズムは「国家装置それ自体の管理中枢に階級闘争をもたらす」というG・エスピング・アンデルセン Gøsta Esping-Andersen らの議論が引用されている。⁽⁶⁾確かにオッフェはコーポラティズム成立の説明において労働者組織を「従属変数」と見なしたが、その後の展開においてそれが「独立変数」となる可能性を理論的には認めているのである。⁽⁷⁾

コーポラティズムが労働者組織などの社会的諸勢力の戦略によって、当初の性格を変容させる可能性を有していることは、それが必ずしも国家権力の強化に資するメカニズムとは限らないということをも示唆しているであろう。ここにオッフェのコーポラティズム論における重要な局面の第二点目として、コーポラティズムを「政治の社会的性質の増大」⁽⁸⁾あるいは「非国家的マクロ制御システム」⁽⁹⁾として捉える視角の意義が浮かび上がってくる。この点を強調するのは、とくにマルクス主義的な理論家中には、コーポラティズムを国家介入の強化として捉える論者も存在するからである。例えばヒルシュはコーポラティズムを、「安全保障国家(Security State)」の発展という文脈において捉えている。安全保障国家とは、「福祉国家」でありかつ「監視国家」であるような国家形態を指し、「官僚制的統制と規制」を特徴とする。コーポラティズムは、このような「安全保障国家」化の進展に伴って発生する利益代表の形態なのである。さらにジェソップもコーポラティズムが「国家権力の集中と集権化を強化するものである」と述べている。⁽¹⁰⁾

これに対してオッフェは、コーポラティズムが国家介入の強化あるいは集権化とは異なる点を指摘する。彼は、「行為主体の『行為戦略』とシステムの『存立条件』との間の媒介問題」という「秩序問題」的な観点からコーポラティズムを分析して、国家介入が行為主体の自己利益に関する合理性(合理的選択)を前提とするメカニズムであるのに対し、コーポラティズムは行為主体が「連帯や責任といった規範に志向する『公共心』」を前提とするとい

う点に両者の相違を見出している。⁽¹²⁾そして「コーゴーポラティズムの出現は、「国家装置『内部』での合理化は、国家の改革能力改善のためには不十分」であり、今や「国家装置の様々な機関の間でだけではなく、国家と『私的な』行為者・組織との間の調整を保障する制度的装置」が必要になつてることを意味する。⁽¹³⁾すなわち、オツフエにとってコーゴーポラティズムとは、複雑な現代社会における「権威主義的国家主義」の「機能的等価物」なのである。⁽¹⁴⁾このようにヒルシユやジエソップがコーゴーポラティズムを、権威主義的な「安全保障国家」(ヒルシユ)の進展という文脈に位置づけるのに対して、オツフエにおいてそれは、国家介入と区別された国家の集権的な権力構造を弱体化させる契機を有するものとして捉えられるのである。⁽¹⁵⁾

もちろんオツフエはコーゴーポラティズムを批判的に論じる観角を保持している。⁽¹⁶⁾しかしながら国家介入とコーゴーポラティズムとの区別という観角の保持が、コーゴーポラティズムにおける労働組合の「独立変数化」の可能性だけでなく、それを国家の政治から政治の「社会」化への変容の端緒としても位置づけることを可能にするのであり、ここには肯定的なニュアンスも読み取ることが可能であると思われる。

政治権力の中核がますます明らかに：公式の国家の諸制度から立ち去り、コーゴーポラティズム的な団体協調の政治の境界内部でむしろますます社会的な特徴を呈するようになつたという事実は、コーゴーポラティズム的な制度の有する「階級和解の」諸限界の破壊を目指す非国家主義的な社会主義的転換戦略の潜在的効力を増大させているように思われるるのである。⁽¹⁷⁾

コーゴーポラティズムは政治権力を脱中心化し、政治が「社会的な特徴」を呈する傾向を促進する。それゆえコーゴ

ラティズムの登場は、「国家主義的な (statist) 社会主義的転換戦略」が「非現実的でアナクロニステイツク」となることを意味する。第三章で見た政治の「脱国家化」の命題は、コーポラティズム評価を通じて、「非国家主義的な」戦略の提起へと展開したのである。⁽¹⁸⁾

(2) 新しい社会運動と市民社会の政治化

政治の「脱国家化」を考える場合に「新しい社会運動」の果たす役割を無視することはできない。ここで問題は、社会運動はいかなる意味で政治的意義を有するのか、である。⁽¹⁹⁾ 競争政党の発展によって失われた集合的政治的アイデンティティの（再）構成という第四章の議論は、この意義の一つを示しているが、ここでは、第一に政治制度論的・政治機構論的観点、第二に行為主体としての特質という観点、第三に新保守主義との関係、という三つの観点からこの問題を考察する。とりわけ第一の観点が中心となる。

第一の政治制度論的・政治機構論的観点から見てみたい。競争政党を含むリベラル・デモクラシーの政治諸制度は「市民と国家の間の架け橋」として想定された、コンフリクトの「表出」と「解決」という二つの機能を遂行できなくなつてきていた。それに代わって、これまで『『人民の政治的意志形成』においてせいぜい周辺的な役割を果たす』に過ぎなかつたはずの諸制度を経て表出する政治的コンフリクトが、「最も強力かつ革新的」となつているのである。このような制度として挙げられているのは、教会、大学、労働組合、文学・芸術・マスメディアなどの文化などである。⁽²⁰⁾ オツフエによればこのような趨勢が、統治エリートの側でのネオ・コーポラティズムへの依拠とともに、「政治」の意味を変容させつつある。

「実質的争点をめぐる闘争」としての政治、及び「コンフリクト解決の制度的形態」としての政治という、語の慣例的な意味の両方において政治は、非公式の相互に分断した闘争様式・決定様式へと後退 (degenerate) している。民主主義理論が当然と見なしていた立憲的な架け橋は崩壊過程にある。⁽²¹⁾

ここで「非公式の相互に分断した闘争様式・決定様式」とされているものこそ、「新しい社会運動」に他ならない。「新しい社会運動」の提起する「脱物質主義的な」諸関心・諸利益にとって、得票最大化を目指す政党政治のチャンネルは「不適切な組織化形態」である。またその要求の実現には、多くの人々によつて共有される諸規範・生活様式の変化が必要であり、一義的に国家権力によつて履行することはできない。⁽²²⁾こうしてオッフェは「新しい社会運動」が「国家と政治の分離」を推進する点を強調する。

政治が社会生活の公正な秩序に関するヴィジョンの実施、及びそのような秩序をめぐる様々のヴィジョンの争いに関係するものであるならば、「既存制度による」媒介が阻止されている状況の下で、我々は政治と国家が互いに分離してしまつた状態を経験していると述べることはあながち誇張ではない。⁽²³⁾

今日では様々な論者が、政治を国家レベルの問題と見なすことに異議を唱えるようになつてゐるが⁽²⁴⁾、既に七〇年代末から八〇年頃の時期にオッフェはこのような見解に達していたのである。コーベンは国家による「危機管理」の分析と「新しい社会運動」分析とを媒介するために「社会的制度」についての分析の必要性を主張したが⁽²⁵⁾、まさにこの点をオッフェは強調する。

新しい社会運動の政治は、代表制的・官僚制的な政治諸制度のチャンネルによつては制限されないような方法で、市民社会の諸制度を政治化し、もはやこれまで以上の規制・統制・介入に依存しない市民社会を「再構築」しようとするのである。⁽²⁵⁾

「市民社会の諸制度の政治化」によつて構成される空間を、オッフェは「非制度的政治の空間」と呼び、他者への正統な関心を持たないと、いう意味で「私的」な空間、及び公式の政治諸制度・アクターの正統な対象として承認されているという意味で「公的」な空間と区別された第三の空間として位置づける。「市民社会内部の政治的行為」としての「新しい社会運動」は、この非制度的な空間それ自体を「政治化」し、それを通じて私的空间と公的空间の両方における諸実践・諸制度に挑戦するのである。⁽²⁶⁾ したがつてオッフェに従えば、国家（制度的政治空間）だけではなく、市民社会（非制度的政治空間）もまた、政治の場なのである。

第二の行為主体としての特質に関して、オッフェは「新しい社会運動」に次のような想定を見出している。すなわち「歴史と社会の進路は『偶発的』であり、神もしくは自然の所与の秩序という『メタ社会的な』（トゥレーヌ）原理によって：決定されているのではなく、むしろ歴史と社会を作り出し変化させると固く決心した人々と社会諸勢力によつて、創出され変化させることができる」という想定である。この想定には、運動が変化をもたらす領域と方法についての「偶発性」までもが含まれる。したがつて「変化をもたらす社会集団」時期、組織形態そして戦術について「あらかじめ決定する」ような論理構造は否定されなければならない。このようにオッフェは「偶発性」の強調を通して、「新しい社会運動」が「作為」の論理の体現者であることを主張するのである。

最後に新保守主義との関係についてであるが、オッフェは反国家主義という点において、「新しい社会運動」が新保守主義と「重要な分析的洞察を共有する」と述べている。²⁹ 両者の違いは、「新しい社会運動」による市民社会の「政治化」に対し、新保守主義のプロジェクトは、「政治の制限的再定義」によって「市民社会の非政治的、非偶發的、非競合的基盤」を修復しようとするところにある。言い換れば、新保守主義は社会の非「作為」化を目指すプロジェクトなのである。しかしオッフェは新保守主義のプロジェクトが結果的に、「政治の概念を反省的にする」とも述べている。³⁰ かくして「新しい社会運動」と新保守主義は、市民社会の「政治化」と「非政治化」をめぐつて争うことによって、従来の「政治的なもの」の概念、すなわち既存の「制度的政治空間」の自明性を動搖させ問い合わせ直すことに寄与するのである。

本節では、ネオ・コーカソニズム論と「新しい社会運動」論を取り上げながら、政治の「社会」化の側面を剔出してきた。それゆえここまで叙述は、「制度的政治空間」に対するオッフェの批判的な評価を強調することとなつた。しかしながらこのようなオッフェ像には、一定の修正を加えなければならない。次節ではこの問題に取り組むことにしたい。

第二節 民主主義論・制度的政治空間と非制度的政治空間との関係をめぐつて

オッフェは制度的政治空間と非制度的政治空間との関係を、どのように考えていたのであろうか。この問題についてコーベン／アラートは、この時期（八〇年前後）のオッフェが両者の関係を二項対立的に位置づけていたと判

断している。⁽³¹⁾オッフェは、「市民社会」概念を「リベラル・デモクラシーの諸制度へのオルタナティヴたるデモクラシーのモデルを表すものとして理解」しており、「マルクス主義のリベラル・デモクラシー批判の用語内部で活動している」のである。その批判は二つの論理を持つていて、いずれの論理も古典的マルクス主義の「すべての経済・政治権力を単一の制度的枠組みに埋め込む政治社会」としての市民社会」という「全体性」への志向を残存させている。それは「国家と社会のデュアリズムを越えたユートピア」であり、理論的にはリベラル・デモクラシーの政治制度の意義を見出す必要性はなくなってしまうのである。

しかし同時にコーベン／アラートは、「既存の現代国家を廃棄するのではなく、制限しようとする今日の社会運動の新たな自己制約のインパクトの下で」、⁽³²⁾オッフェが以上のような理論的立場から脱却していくたと考へる。⁽³³⁾彼女たちはこの転換の根拠を、多数決ルールについて批判的に検討した論文に求めていた。この論文でオッフェは、多数決ルールが正統化されうるのはこのルールの適用が予め承認されている場合のみ、すなわち多数決ルールそのものが「反省的」正統化されている場合のみであると主張した。そこでは多数決ルールに基づく既存の政治制度の役割はより限定的であるべきであり、様々な補完的なデモクラシーの形態が必要であることが指摘されている。⁽³⁴⁾コーベン／アラートはこの批判によって、「新しい社会運動の『制度外的な』政治的衝撃と、リベラル・デモクラシーの構造内部での体制変化の必要との間の関係をテーマ化すること」が可能になったことは評価するが、それでも依然として不明確さが残っていると述べる。

分析について不明確なままであるのは、またしても二つの政治社会の関係、今度は集権化された政治社会と補完的なそれとの関係である。とりわけ公式の制度的な集権化された形態は、どのようにして変容されるのか、も

しくは少なくともどのようにして他の諸形態に受容され、それによって「影響力を行使」されるのか、この点が不明確なままなのである。⁽³⁵⁾

「集権化された政治社会」と「補完的なそれ」、すなわち制度的政治空間と非制度的政治空間との関係の本格的な考察は八〇年代後半以降の課題となるという意味では、コーベン／アラートの批判は正しい。しかし彼女たちにおいて、この時期におけるこの点に関わる端緒的な叙述が十分に考慮されているとは言い難い。⁽³⁶⁾ その手がかりとなるのは、社会運動がシステムの「学習能力を増大」させるというオッフェのコメントである。

新しい社会運動は結局、草の根政治の「補完的な」形態の必要性を主張している。この形態の草の根政治は、現存の政治的諸制度の機能を高め、近代化の欠陥に対する新しい種類の抵抗をより効果的なものにし、それによって全体社会システムの学習能力を増大しうるのである。⁽³⁷⁾

「新しい社会運動」の意義は、既存のシステムを別のシステムへ転換することではなく、既存のシステムを前提として、その「学習能力」を増大させ「盲目性や無自覚の程度」を弱めるという限定的なものとして考えている。すなわち社会運動という非制度的政治の空間の役割は、制度的政治空間に取つて代わるような変化を引き起こすことではなく、その「盲目性や無自覚の程度」に「ブレーキをかけ」⁽³⁸⁾、よりよい方向に導くことにあると考えられるのである。

そしてこの点に関する見解が、この時期に最も端的に表れていると考えられるのが、「競争政党と集合的政治的ア

イデントイティ」と題する論文（八〇年）である。この論文の途中までの内容は既に第四章第三節で紹介・検討したが、オッフェは最終節において、「『新しいタイプ』の政党の可能性」に言及している。そこで彼は、「新しい社会運動」の個別的・断片的な性格を克服する必要性を説くのであるが、その際に左翼勢力の議会批判が批判されるのである。すなわち、確かに左翼勢力の政党・議会批判は分析的には正しいし内容も豊かであるが、「その政治的結論において不毛」である、と。というのも、「構造的に『局所的な』コンフリクトの極度の断片化という条件の下で、『何らかの』ある統一化の媒体を制度化する必要性がもはや考慮されず、まさに小規模の諸政治的アイデンティティの名において排除されてしまう」からである。³³⁹ここでオッフェは、左翼勢力が競争政党と議会批判に熱心な余り、諸要求・諸利害を束ね媒介していく過程の意義を省みなくなつていていた状況を批判しているわけである。これに対しオッフェが重視するのは、次のようなレーニンの問題設定である。

どのような戦略と組織的実践とによって、断片化され非同時的な、「未熟な」諸関係によって被害を被る社会的・政治的諸闘争は、自律的な権力の発展を可能とする「ブロック」を形成する (*zusammenfügen*) ことができるのか。³⁴⁰

明らかにここに見出されるのは、ヘゲモニーの思想である。断片的かつ非同時的な性格を持つ「新しい社会運動」を、「戦略と組織的実践」によって「ブロック」へと形成していく過程は、徹頭徹尾人為的な過程に他ならない。オッフェはこの「ブロック」形成のために、議会制を「利用し尽す」ことの必要性を説くのである。

コンフリクトが非常に「普遍的な」、住民全体の基本的生活をテーマとするものであるにも関わらず、そしてま

さにそうであるがゆえに、その進展は一時的な「攪乱」の水準で停滞してしまう。「このディレンマを突破する」とができるのは、民主主義の諸制度、とりわけ政党・選挙・議会の意義をなす統一化機能を利用し尽す(Ausnutzung)^[41]ことによってのみである。

「ここで直接に言及されているわけではないが、オツフェがこうして求められる「新しいタイプの政党」として、緑の党を念頭に置いていることは間違いないであろう。オツフェは社会の領域（「新しい社会運動」）から出発したことにによって、自らの競争政党批判にも関わらず、「新しいタイプの政党」によって国家の政治機構たる議会制度を「利用し尽す」必要性を提起するに至ったのである。

以上の考察は前節での議論をも踏まえて、次のように整理されうるであろう。第一に、オツフェの問題設定は八〇年頃には、国家（制度的政治空間）か社会（非制度的政治空間）かではなく、その両者の関係の考察という方向へと向かっていたと判断しうる。第二に、オツフェにおいてこの両者の関係という問題設定は、あくまで社会の側からの視点を経ることによってのみ可能となつたのである。すなわち改めて強調すれば、政治 \neq 国家という認識を変容させ、政治の場を市民社会にも拡大する（非制度的政治空間）という理論的・実践的戦略を踏まえることが必要だったのである。

次節において、政治形態「をめぐる」コンフリクトあるいは交換的行為が、国家と社会の相互作用による政治形態の変容として論じられていることを、福祉国家論を中心に確認することが、本稿最後の課題となる。

第三節 国家と社会の相互作用へ・福祉国家の「矛盾」と変容を中心

八〇年代初頭のオッフェ福祉国家論において興味深い点は、福祉国家の不可逆性と、その衰退／変容という一見両立しがたい命題が併存していることである。以下ではそれぞれの命題の論拠の検討を通じて、不可逆性論が福祉国家の「矛盾」論を前提とした議論であること、及び国家と社会の相互作用という観点が導入されることで、不可逆性論は「矛盾」論とともに乗り越えられていくことを示したい。

オッフェの不可逆性論は二つの論拠に基づいている。その第一は、民主主義の諸制度の存在が福祉国家を不可逆的にするというものである。

福祉国家の確立された制度的構成要素の全面的な廃棄はもとより、その部分的な除去でさえ、今日の西欧において、それを目標とする有望な政治戦略の構想は著しく困難である。福祉国家はいつてみれば、ある意味で不可逆的な構造となつたのであり、その廃棄は、政党システムの根本的な変化はもちろん、少なくとも政治的民主主義と労働組合との廃棄を必要とするであろう。⁽⁴²⁾

このような民主主義の政治機構を通じて福祉国家は支持されるという他の不可逆性論者にも見受けられる議論の問題点は、暗黙の内に福祉国家と民主主義との間の必然的な照応関係を想定しているところにある。興味深いことに、オッフェは八七年の論文において、福祉国家と民主主義という二つの原理の関係を問い合わせし、この両者が必然

的に結びつくわけではないと論じて、不可逆性論から決定的に訣別することになる。そこでは諸個人・諸アクターといった主体の「認識と解釈」という水準に焦点を当てることによって、民主主義の制度だからといって人々は必然的に福祉国家を支持するわけではないことが主張されるのである。⁽⁴⁴⁾ このような八〇年代後半の議論を念頭に置くと、先に引用した箇所でのオッフェは、民主主義の制度の下での様々な行為主体の「認識と解釈」を分析していくために、民主主義と福祉国家の間にもっぱら正の照応関係のみを想定することになったと解釈できるのではないだろうか。そうだとすれば、第一の論拠に基づいて不可逆性が導かれていることは、この議論が主体の行為という水準を十分に位置づけていない議論である」とを示しているのだと言えよう。

不可逆性と主体の行為という水準の欠如との相関関係は、その第二の論拠においてより明確な形で示されている。不可逆性の第二の論拠は、福祉国家の「矛盾」である。

福祉国家の厄介な秘密とは、その資本蓄積へのインパクトは：十分に破壊的(destructive)となるが、しかしその廃棄も明白に分裂的(disruptive)「な状況に導く」であろう…といふことである。その矛盾とは、資本主義は福祉国家と共存できないけれども、しかし福祉国家なしで存在する…いみでやらないことである。(傍点は原文イタリック)

ここで興味深いことは、七〇年代初期のオッフェにとって福祉国家における矛盾の存在は、その危機傾向——國家の「制御」の限界——を示すものであったのに対し、今では福祉国家は矛盾を孕んでいるがゆえに不可逆的であると論じられていることである。資本主義的な商品交換関係は原理上、その存続のために商品的ではない諸関係

(「脱商品化領域」。典型的には国家)を必要とするが、しかしこの脱商品化した領域の拡大は当の商品交換関係を脅かさざるえない、これが七〇年代初期のオッフェの議論であった。資本主義にとって「脱商品化領域」は必要不可欠であるにも関わらず、後者は前者の構造を侵食せざるを得ないというこの関係を、オッフェはまさに「矛盾」と捉えた。とりわけ、八四年に出版された英語論文集である『福祉国家の諸矛盾』には両方の時期の論文が収められているために、一体オッフェの立場は福祉国家批判なのか、それとも擁護なのかと混乱をもたらすことにもなりかねない。⁽⁴⁶⁾ このように見てみると、「矛盾」が不可逆性の論拠として用いられていることは、不可逆性論の構造主義的な性格を示していると同時に、オッフェの構造主義的な国家論の困難を最も端的に示唆しているように思われるのである。

しかし注目すべきことに、福祉国家の不可逆性が提起されている論文の結論箇所において、オッフェは福祉国家の変容可能性に言及するとともに、方法的にも「作為」の論理を強調するのである。彼はまず、福祉国家のオルタナティヴとして「いくつかの社会的・経済的秩序の規範モデル」の存在を指摘し、これらのモデルの実現可能性は政治戦略次第であると主張する。すなわち福祉国家の変化の帰結は「新しい同盟をめぐる闘争」⁽⁴⁷⁾ 次第なのであり、この同盟結成に失敗するオルタナティヴモデルは実現可能性を持たないというわけである。このような「新しい同盟をめぐる闘争」の「潜在的なオルタナティヴな結果」として、三つの福祉国家のオルタナティヴモデルが提示される。それは、①不オ・レツセフエールモデル、②社会民主主義的な不オ・コーポラティズムモデル、③「非官僚制的・脱集権的・平等主義的な自立的『福祉社会』」モデルである。それぞれの支持者は、①巨大資本と旧中間階級、②高度に集権化された雇用者組織と労働組合、③労働者階級と新中間階級とされている。⁽⁴⁸⁾

このような「新しい同盟をめぐる闘争」という視点は、「新しい社会運動」論においても見出すことができる。こ

こではオッフェは「左翼」、「右翼」そして「新しい社会運動とその同盟政党」という三つの政治勢力から成る政治的対抗のモデルを提示している。新しい社会運動の政治勢力には、新中間階級、旧中間階級そして「周辺的」集団という三つの異質な集団が存在しており、これらの集団と他の政治勢力(右翼と左翼)との結びつきのあり方によつて、新しい政治のパラダイムによる挑戦の成否が決まるのである。⁴⁹⁾

これらの議論に見出される「新しい同盟をめぐる闘争」の動態は、三つの水準から成る「政治過程」モデルの定式化によつて説明される。政治過程の第一の水準は、「国家装置内部での政治的意志決定」のアリーナであり、ここで行為主体は政治エリートである。第二の水準は、「社会的権力のマトリックス」である。この水準は、第一の水準ほど簡単には個人的行為者へと遡及できないが、このマトリックスに従つて、ある社会階級・集合的行為主体・その他の社会的カテゴリーが政治的実在を形成／再形成する。またこの水準においてこれらの行為主体による政治的アジェンダ設定／取り消しの機会獲得の大小が決まる。最後に第三の水準は、「社会的権力の再配分」の発生する水準である。社会的権力は決して均等には配分されていないが、しかしだからといって「決して自らの「権力の」永続的な再生産に十分なほどに強力なわけではない」。すなわち確かに権力配分の不均衡は存在するが、それは決して固定的なものとは見なされないのである。⁵⁰⁾

権力配分が非固定的とされる理由は何であろうか。その回答は、この三つの水準が「厳格などエラルキーではなく、循環的な様式で相互に関連づけられている」という叙述に見出される。すなわち、第一の国家的装置の水準の行為空間は、主として第二水準の「社会的権力のマトリックス」によって決定されるのであるが、この第一水準自体が今度は、第三水準の「社会的権力の配分の修正」を促進するのである。オッフェは今や、「民主主義の政治の状態は、社会的権力によつて決定されると共に、この社会的権力の潜在的決定要因でもあると考えなければならな

い」と述べるのである。⁽⁵¹⁾ キーンが指摘するように、ここでは「福祉国家政策の限界と実行可能性」は、もはや七〇年代のように「匿名の社会構造やサブシステムの矛盾を孕んだ相互作用の結果として分析」されていない。すなわち、「福祉国家の諸制度は、社会領域内部の権力配分と国家とをめぐる闘争の媒体であり『かつ』結果と見なされる」のである。⁽⁵²⁾

このような福祉国家の政治過程理解は、次のような意義をもたらすと考えられる。第一に、福祉国家の諸制度・諸政策は論理的には、特定の諸利害・諸要求のみと親和性を有するとは限らないことになる。ここで想起したいのは、初期オッフェにおいて提示された政治制度の「選択メカニズム」論である。第三章第一節で見たように、この議論の問題点は、選択作用が特定の方向にのみ作動すると想定されていることにあつた。しかし上記の政治過程モデルに従うならば、もはやこのような想定を維持することはできない。なぜならそのような選択性を発揮する政治制度それ自体が、社会的諸勢力の争いの中で形成・再形成されることになるからである。このような可能性を論理的に有するからこそ、福祉国家のオルタナティヴモデルとしての「福祉社会」モデル、あるいは「新しい社会運動」（とその同盟政党）と「左翼」との同盟による「新しい政治」のパラダイム実現の展望を語ることも可能となつたのである。

第二に、「社会的権力」の不均衡は、政治的戦略次第ではその変更も可能であると見なされる。確かにオッフェは資本主義の構造的な権力の作用を否定するまでには至っていない。⁽⁵³⁾ しかし政治過程モデルを前提とする限り、論理的にはその修正の可能性は開かれていることになる。現に、上記のようなオルタナティヴモデルは、社会的権力関係の修正・変更を目指すものである。⁽⁵⁴⁾

最後に、このモデルは国家と社会の相互作用という観点を提示しており、したがつてどちらか一方の一面的な規

定関係、あるいは両者を並んで対立するものと見なす議論とは袂を分かつてはいる点が強調されるべきである。國家・社会関係についてのオッフェの見解は、七〇年代初期までは資本主義経済としての社会による規定性、七〇年代中期には「國家それ自体の利益」論による社会に対する国家の自律性が強調される傾向にあつたが、八〇年頃に至って相互作用の視角へと到達したのである。確かにこの時期には国家批判への強い志向性も見られるが、しかしオッフェは国家と社会の関係を不ガティヴな相においてのみ捉える方向には進まなかつたのである。

註

- (1) Claus Offe, "The Attribution of Public Status to Interest Groups", in Offe, 1985, pp.236ff. オーフェ、*Attribution to Interest Groups*。この論文の初出は以下の譜文集である。Suzanne Berger (ed.), *Organizing Interests in Western Europe*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981, pp.123-158.
- (2) Offe and Wiesenthal, p.207.
- (3) Offe, *Attribution*, p.223.
- (4) *Ibid.*, p.231.
- (5) *Ibid.*, p.257.
- (6) Gøsta Esping-Andersen, Roger Friedland and Erik O. Wright, "Modes of Class Struggle and the Capitalist State", *Kapitalistate*, 4-5, 1976, p.197.
- (7) なおオーストリア・ハーバルセントラル、ローベルティイズムを労働者組織の指導者層を一般労働者から孤立化せしめ、後者の圧力からの国家計画・政策を隔離する側面をも有する「矛盾を孕んだ性質」を有する制度あるいは戦略として理解してゐる(*Ibid.*)。

- 説
論
(8) Claus Offe, "European Socialism and the Role of the State", in Offe, 1984, p.249. いじの題材の初回は、*Kapitalistate*, 7, 1978, pp.27-37 い
ふ。
(9) Claus Offe, "Korporatismus als System nicht-staatlicher Makrosteuerung? Notizen über seine Voraussetzungen und demokratischen Gehalte",
Geschichte und Gesellschaft, 10, H.2, 1984, S.234-256. いじの題材の初回は、Offe, *Korporatismus* いづまつて。
(10) Joachim Hirsch, "The Fordist Security State and New Social Movements", *Kapitalstate*, 10-11, 1983, pp.80-84.
(11) Bob Jessop, "Corporatism, Parliamentarianism, and Social Democracy", in Philippe C.Schmitter and Gerhard Lehmbruch (eds.), *Trends toward
Corporate Intermediation*, London: Sage, 1979, p.205. いじの題材の初回は、(一) (木曜社) 一九八四年)、二二二七頁。
(12) Offe, *Korporatismus*, S.236-238.
(13) Offe, Attribution, p.229.

(14) Claus Offe, "Am Staat vorbei?", Das Argument, 22, 1980, S.814.

(15) Cf.James O'connor, *The Meaning of Crisis*, Oxford: Basil Blackwell, 1987, p.132, n.49.

(16) 例へば「一ポトナ・イデムが、労組内部での非公式の反対であることは労働以外の「周辺化」された諸利益に基いて社会運動などに「非制度的な政治活動」へと転化の増大」であった。もろもろの政治的指摘がなされる。Vgl.Offe, *Korporatismus*, S.251ff.C.Offe,
"Reflections on the Welfare State and the Future of Socialism", pp.291-292. いじの題材の初回は、(一) (木曜社) 一九八四年)、二二二七頁。以トでは後者のインタヴュー
を、Offe, *Reflections* いづまつて。

(17) C.Offe, "European Socialism and the Role of the State", p.250.

(18) の・ウオーハム、ホーリーが「國家主義」の傾向を脱して、「新政治」の評價について述べる。Sheldon S.Wolin, "Democracy and Welfare
State", *Political Theory*, vol.15, no.4, 1987, p.498.

(19) ノルマニの題材に連なる最近の業績として、小野耕一「『新政治』の政治学的分析」(『法政論集』第一六六号、一九九六年)、を

参照。

- (20) Claus Offe, "The Separation of Form and Content in Liberal Democracy", in Offe, 1984, pp.168-169. い)の體裁の初出は、*Studies in Political Economy*, 3, 1980 にあらず。

- (21) *Ibid.*, p.170.
(22) (21)
Ibid., pp.172-173.

- (23) (22)

- (24) *Ibid.*, p.173.

- (25) グッタサ國家の政治、政治システムの政治の等置は、「カナパニーの錯綜」であると述べてゐる。Ulrich Beck, *Democracy without Enemies*, Cambridge: Polity Press, 1998, p.38. Do. *The Reinvention of Politics*, p.98. <ズムヤウツハム同様の錯綜を示す>

- D.Held, *Models of Democracy*, 2nd ed., p.232.S.S.Wolin, "Democracy and Welfare State". Do. "Fugitive Democracy", in Seyla Benhabib(ed.), *op.cit.*, pp.31-45.

- (26) J.Cohen, "Between Crisis Management and Social Movement" pp.35-37. 本稿第三章第四節（『法政論集』第一七四号）も参照。

- (27) Claus Offe, "New Social Movements: Challenging the Boundaries of Institutional Politics", *Social Research*, vol.52, no.4, 1985, p.820. 「市民社会の諸制度」についての論文で具体的に挙げられてゐるのは、労働、生産、配分、家族諸関係、自然との諸関係、etc である合理性と進歩の基準である。

- (28) *Ibid.*, p.826, 832.

- (29) *Ibid.*, pp.855-856. い)の論點構造を有するといわれる議論は、古典的マルクス主義と云ふかの初期の現代社会運動論である。

- (30) (29)
Ibid., p.819.

- (31) Cohen and Arato, 1992, pp.45-47.

- (32) ものの、一つは前節で見た「市民と国家との間の架け橋」論である。もう一つは資本主義と民主主義とを両立可能にする原理・制度としての「マル・ド・セクタシーヌ」の論理である。後者は「コトバ」 C.Offe, "Competitive Party Democracy and the Keynesian Welfare State", pp.179-183. 前掲邦訳「一七五一」八〇頁、を訳す。

論説

- (33) Cohen and Arato, 1992, p.47.

- (34) Claus Offe, "Politische Legitimation durch Mehrheitsentscheidung?", in Bernd Guggenberger und Claus Offe (Hg.), *An den Grenzen der Mehrheitsdemokratie*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 1984, S.178ff. 寿賀編訳前掲書所取「十六回」。Vgl.Claus Offe und Bernd Guggenberger, "Politik aus der Basis", in ders. (Hg.), a.a.O., S.8-19.

- (35) Cohen and Arato, 1992, p.47.

- (36) ハーマン・トマス・オットフュルが緑の党的「現実派」と共に「現実政治における」政党と運動の「補完性」を前提としている。しかし彼女たちは、その側面はオットフュルの理論展開とは切り離して理解されなければならない。

- (37) Offe, *Reflections*, p.294. 邦訳「一九頁」。

- (38) 「トマーキをかたる」より表現は、緑の党的依拠する「政治的合理性」の基準を、「進歩」ではなく「価値ある存続の維持」へと記述する。C.Offe, "競争論による政治の再構成"、C.Offe, "Passel und Bremse", S.753-755 を参照。その考察は次稿で行なう。
- (39) Offe, *Konkurrenzpartei*, S.40. 邦訳「一一八頁」。

- (40) Ebd., S.39. 邦訳「一一七頁」。

- (41) Ebd., S.40. 邦訳、1111八頁。

(42) C.Offe, "Some Contradictions of the Modern Welfare State", p.152. 邦訳、1111八頁。エトドゼー Offe, Contradictions of the Modern Welfare State, 1992.

(43) Cf. G.Therborn and J.Roebroek, "The Irreversible Welfare States", p.319.

(44) C.Offe, "Democracy against the Welfare State?".

(45) Offe, Contradictions, p.153. 邦訳、1111九頁。

(46) マルクス主義的な福祉国家の「矛盾」論の困難について述べて参考。Vic George and Paul Wilding, *Welfare and Ideology*, London: Harvester Wheatsheaf, 1994, pp.119-120. 伊藤周平「福祉国家と市場経済」(『季刊社会保障研究』第110巻第1号、一九九四年)、171頁。

(47) Offe, Contradictions, pp.158-159. 邦訳、1111五一一一六頁。ソリード「規範モデル」として挙げられてゐるのは、「ネオ・レッセーハールゼン」による、福祉国家の諸機能を、「高度に分権化され脱官僚化された環境において作動する、自由至上主義的(libertarian)・平等主義的・高度に自立的(self-reliant)な諸共同体による「元気継ぐ」モデルである。

(48) *Ibid.*, pp.158-159. 邦訳、1111六頁。

(49) C.Offe, "New Social Movements", pp.857ff.

(50) Offe, Contradictions, pp.159-160. 邦訳、1111七一一一九頁。

(51) Ibid., p.161. 邦訳、1111九頁。

(52) J.Keane, "Introduction", p.26 エスインタガローにおける「異なるたサブシステム間の複合的で統合された凝集性」という意味での秩序は、システム内部の行為者によって意識的に追求される」という発言 (Offe,Reflections,p.257. 邦訳、九一頁) からもわかるように、この変化は伺われる。なぜなら、この見解は、システム理論的分析の重心を「ヒュームの意志決定枠組み」へシフトさせていたからである (C.W.Barrow, *Critical Theories of the State*, p.120)。なお、このよくな「作為」への志向性の契機は、七〇年代後半に

おいても散見できないわけではない。例えば七七年の論文では、社会システムが従うべき「機能的要請」は、「諸階級闘争において示され貫徹される」のであり、「社会的行為主体」によって問題に「やれる」との叙述が見出される（C.Offe und G.Lenhardt, "Statstheorie und Sozialpolitik", S.125）。またシステム理論的な用語の使用は「暗黙のうちに」、「権力を持つ人々の基準に依拠して」の叙述を参照（C.Offe, "Review of R.Mayntz and F.W.Schärf", pp.745-746）。

(53) Cf.C.Offe, "Review of U.Himmelstrand et al."

(54) 「福祉社会」モデルの内容は、論点として既にこの時期に提示されている。その詳しい考察は次稿の課題として、ノートでは「簡単な紹介に止める。第一に、「労働」と「雇用」の分離。すなわち協同組合、私的なアソシエイション、「自己労働」など、就業労働以外の活動の拡大・発展。第二に、「雇用」と「所得」のリンクの切断。具体的には「市民」の権利としての所得、すなわち「基礎所得」の制度化である。詳しく述べ以下を参照：Offe, 1985, pp.66-78, 95-100, 164-169.K.Hinrichs, C.Offe and H.Wiesenthal, *op.cit.*, pp.49-54. Offe, *Reflections*, pp.296-297. 邦訳' 一一一—一一一]頁。

(55) 国家と社会の関係のポジティヴな相を論じて近年注目されている研究として、R.パットナムの「社会資本論」がある。Robert D.Putnam, *Making Democracy Work:Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton: Princeton University Press, 1993. オッフェ自身の最近の見解は、Offe, 1996 に所収の各論文を参照。

おわりに

本稿は、国家と（市民）社会をめぐる現在の理論状況に対して、オッフェの政治理論が重要な貢献を果たしうることの想定に基づき、八〇年代前半までの彼の理論展開を再構成する」と試みた。その際に「作為」と「制御」と

いう二つの論理を中心的分析視角として設定した。本稿では「作為」を「ある構造あるいは制度が、人間の行為の所産であること」の意で用いた。この概念がそれ自体としてオッフェにおいて存在するわけではない。しかし近年の彼の行為主体とその行為能力への注目を念頭に置くならば、構造主義的あるいはシステム理論的理論家という從来のオッフェ像は一定の修正を迫られるようと思われる所以であり、この点を明らかにするために「作為」の視角が有用であると判断したのである。「制御」に注目する理由も、第一義的にはやはりオッフェの変容を明らかにするためであるが、同時にこの概念に注目することで、国家・社会関係という問題におけるオッフェの占める位置の明確化も可能となつたと思われる(第一章)。本稿はこれらの概念に依拠した分析によつて、オッフェの変容を、政治の場・論理の変容としての国家・社会関係の変容として理解しようとした。これらの視角に基づいて本稿の叙述を整理しておきたい。

オッフェはその出発点において、「社会的に解釈された諸利害のダイナミズム」からの社会分析を目指して、(逆説的に)構造主義的な方法を採用した。その試みが「後期資本主義」論である。それは、一方での国家の「制御」に伴う社会秩序の一定の安定性確保と、他方での異なる構造間の「両立可能性」問題としての「矛盾」(及びその顯在化としての「コンフリクト過程」)の存在とを主張するものであつた(第二章)。この「両立可能性」問題は、七〇年代を通じて国家による「制御」の限界の理論化として展開されたが、そこでオッフェは、国家による「制御」の非「作為」性を主張するに至る。それに代わつて「作為」は、社会の領域に見出されることになった。それが政治の「脱国家化」である(第三章)。この政治の「脱国家化」は七〇年代後半以降の社会の領域への視点をもたらし、労働社会学的分析や「新しい社会運動」の分析などにおいて「作為」の論理の展開が見られたのである(第四章)。このような社会領域における「作為」の論理の展開によつて、オッフェにおいて政治の場の変容を伴う国家・社会

関係の変容が進展した。本稿ではこの点を、政治の「社会」化、制度的政治空間と非制度的政治空間との関係の考察を経て、国家あるいは制度的政治空間と社会あるいは非制度的政治空間との動的な相互作用という視点の登場において確認した（第五章）。

このようにオッフェの理論は、国家と社会の関係が「作為」の論理によって構成されるという方向へと展開してきた。このことは次の二点を示唆している。第一に、国家と社会の関係は社会による国家の規定でも、国家による社会の規定でもなく、あくまで相互作用である。第二に、このような視点は、社会の領域における「作為」の展開、そしてそれに伴う政治の場の拡大を経てこそ可能となる。最後に、政治機構論的・政治制度論的観点から言えば、政治の制度を考える際に国家レベルの制度的政治空間だけではなく、社会レベルの非制度的政治空間における諸制度をも考察対象にする必要性が提起されていると言えよう。

次稿の課題は、本稿の考察を踏まえた上で、八〇年代後半以降のオッフェの議論を検討することである。その際には、少なくとも以下の諸問題への取り組みが不可欠である。第一に、国家による「制御」の限界を踏まえた新しい「制御」の原理とメカニズムの検討である。第二に、国家と社会の関係のポジティヴな側面の検討である。第三に、以上二つの論点の整合的な理解を試みることである。本稿冒頭での現在の国家と市民社会をめぐる理論状況の整理において指摘した三つの問題点、すなわち戦略的行為の位置づけ、決定と責任、そして「個人化」と主体形成についてのオッフェの見解も、先に挙げた諸問題への取り組みの中で明らかになるであろう。